

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月30日
【計算期間】	第8特定期間（自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日）
【ファンド名】	欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2871
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目的

欧州債券市場で発行される公社債等を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

② 信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
不動産投信 その他資産 ()	日々	中南米	なし
	その他 ()	アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

④ ファンドの特色

1.主に欧州債券で運用し、信用リスクをコントロールして、安定的な毎月分配を目指します。

2.機動的な運用で安定的な収益の追求を目指します。

- ・社債を中心に投資し、運用成果の向上をはかります。
- ・金利上昇局面では、債券先物などにより金利変動リスクの低減をはかります。
- ・ユーロ以外の通貨にも配分し、為替リスクの分散をはかります。

3.ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが運用します。

《1》 主として、欧州債券市場で発行されるユーロ建ての公社債に投資します。

債券の発行者

世界主要各国の企業です。欧州だけでなく、北米などの企業も含まれます。

また、運用成果の向上を目指して、変動利付債やインフレリンク債などにも投資することがあります。

	特	色
社債	企業などが資金調達のために発行する債券です。企業の財務内容の安定性に応じた利回りがあります。	信用格付が低いほど債務不履行（利息や償還金の支払いが不能になること）のリスクが大きいとされています。
CDO	複数の企業の社債やローン（貸付）などの信用力を担保として発行される証券です。	当該債券が参照する複数の企業の信用リスクとその相関リスクを負います。
変動利付債	債券の利率が、市場金利に係る指標により定期的に見直される債券です。市場金利が上昇すると利回りが上昇します。	債券の利率が償還まで確定されていないため、その時々を経済状況・景気情勢により利率が変動します。市場金利が低下すると利回りが低下します。
インフレリンク債	消費者物価指数などの変化により、利息および償還額が変わる債券です。	債券の価格は消費者物価指数などの影響を受けます。

(リスクの説明については、後述の「3.投資リスク」をご参照下さい。)

B a aからB格を中心に分散投資します。

S&P		投資適格債	ムーディーズ	
AAA	AA+		Aaa	Aa1
AA	AA	Aa	Aa2	
	AA-		Aa3	
A	A+		A	A1
	A	A2		
	A-	A3		
BBB	BBB+	Baa	Baa1	
	BBB		Baa2	
	BBB-		Baa3	
		ハイイールド債		
BB	BB+		Ba	Ba1
	BB	Ba2		
	BB-	Ba3		
B	B+	B	B1	
	B		B2	
	B-		B3	
CCC	CCC+	Caa	Caa1	
	CCC		Caa2	
	CCC-		Caa3	
CC		Ca		
C		C		
D				

4/66

《2》 複数の投資戦略を機動的に行い、安定的な収益の追求を目指します。

運用成果の向上を目指して、変動利付債やインフレリンク債にも投資することがあります。
金利上昇局面では、債券先物などにより、金利変動リスクの低減をはかります。

主要な投資戦略

	概 要
短期金利戦略	短期債券に投資を行うことにより、元本の価格変動リスクを抑えつつ、安定的な金利収入を得る保守的な戦略です。
社債スプレッド戦略	企業などの信用力格差に着目し、徹底したボトムアップの信用力調査に基づいて、割安と判断される社債に投資し、債券間の利回り格差を収益の源泉とする戦略です。
資産担保証券（CDO）戦略	企業などの信用力格差に着目し、徹底した信用力調査と資産担保証券に対する分析力に基づき、より高い利回りの獲得を目指す戦略です。 CDOには、安全性の高い順に優先部分、メザニン（中位）部分、劣後部分があり、リスクが高いほど利回りは高くなります。当ファンドは、この優先部分とメザニン（中位）部分に主に投資します。
変動利付債券戦略	市場金利の変動に応じて利率が見直される変動利付債を投資対象として、市場金利の上昇局面において利回りを高める投資戦略です。
金利ヘッジ戦略	市場金利の見通しに基づいて、金利に係る債券先物取引などにより、市場金利の上昇局面における基準価額の下落リスクの低減をはかります。

*投資環境によっては、上記以外の投資戦略を行う場合があります。

投資戦略の策定

欧州債券市場のクレジット分析およびファンダメンタルズ分析に基づいて、付加価値の源泉となる収益機会を特定し、それに対応した投資戦略を実践します。

ベンチマーク運用との違い

ベンチマーク運用は、ベンチマーク対比での超過収益を目指す運用なので、ベンチマーク自体が受ける投資環境の影響（市場金利の上昇など）を受けます。当ファンドは、ベンチマークを参照せずに安定的な収益の追求を目指します。

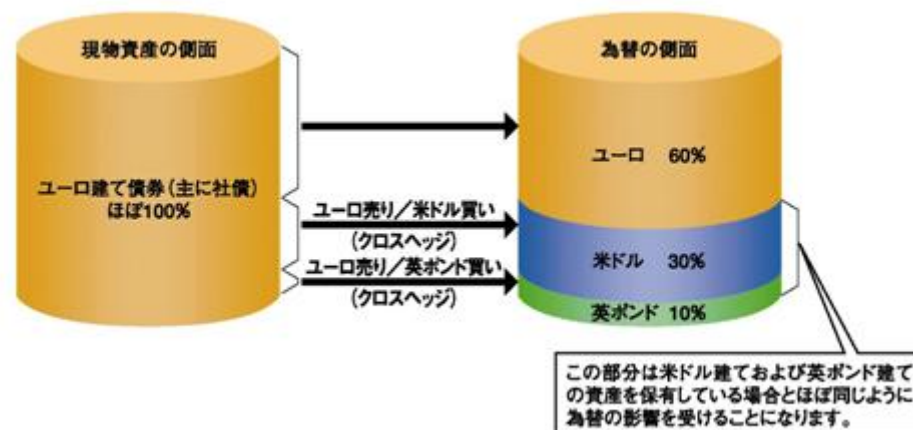
《3》 外国通貨間での為替リスクの分散を図ります。（外貨建資産については対円での為替ヘッジは行いません。）

為替リスクの分散

保有する公社債の通貨とは別に、中長期的な分析に基づき、外国通貨間に係る為替取引等を行うことで、信託財産に係る為替リスクの分散を図ります。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント独自の通貨分散モデルにもとづき、定期的に最も安定的な通貨配分を採用します。

＜通貨分散イメージ図＞



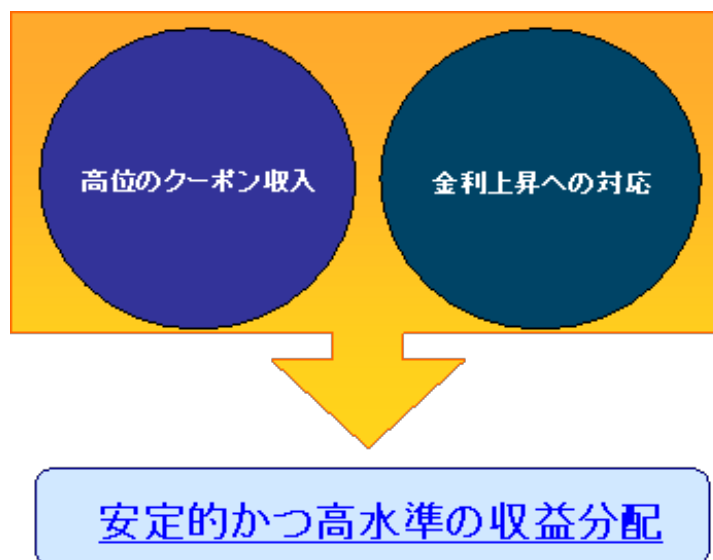
※上記の比率は通貨分散の一例を示したもので、実際の運用を示すものではありません。

《4》 原則として、収益分配を毎月行います。安定的かつ高水準の収益分配を目指します。

収益分配の源泉

保有する債券の利息収入等を収益分配の源泉とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配対象額が少額の場合、収益分配を行わないこともあります。



《5》 委託会社からの運用の指図に関する権限の委託を受け、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが運用の指図等を行います。

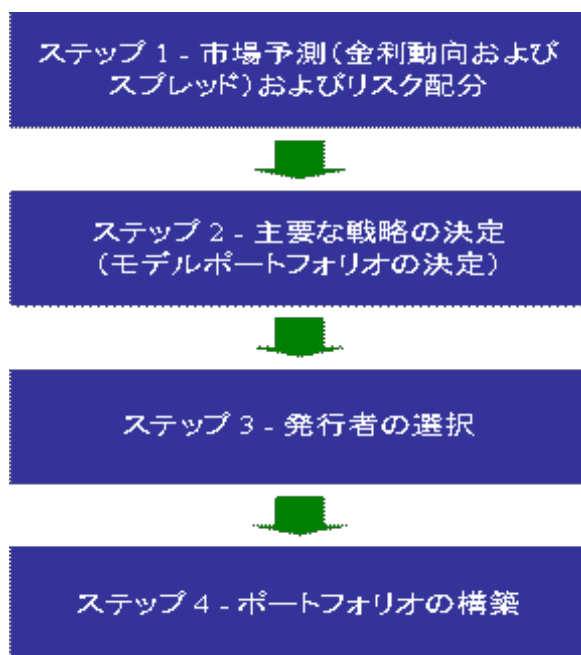
債券運用について

運用チーム内の各スペシャリストが、付加価値の源泉となる収益機会を提案します。

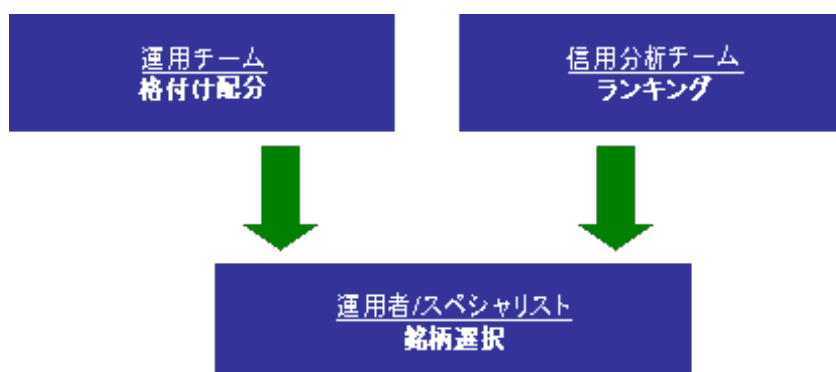
運用チームが欧州市場全般の投資環境分析に基づき、収益機会を特定した上で、当ファンドの収益目標を定めます。

当ファンドの運用担当者が、適用する投資戦略を実践します。

投資プロセス



クレジット分析プロセス



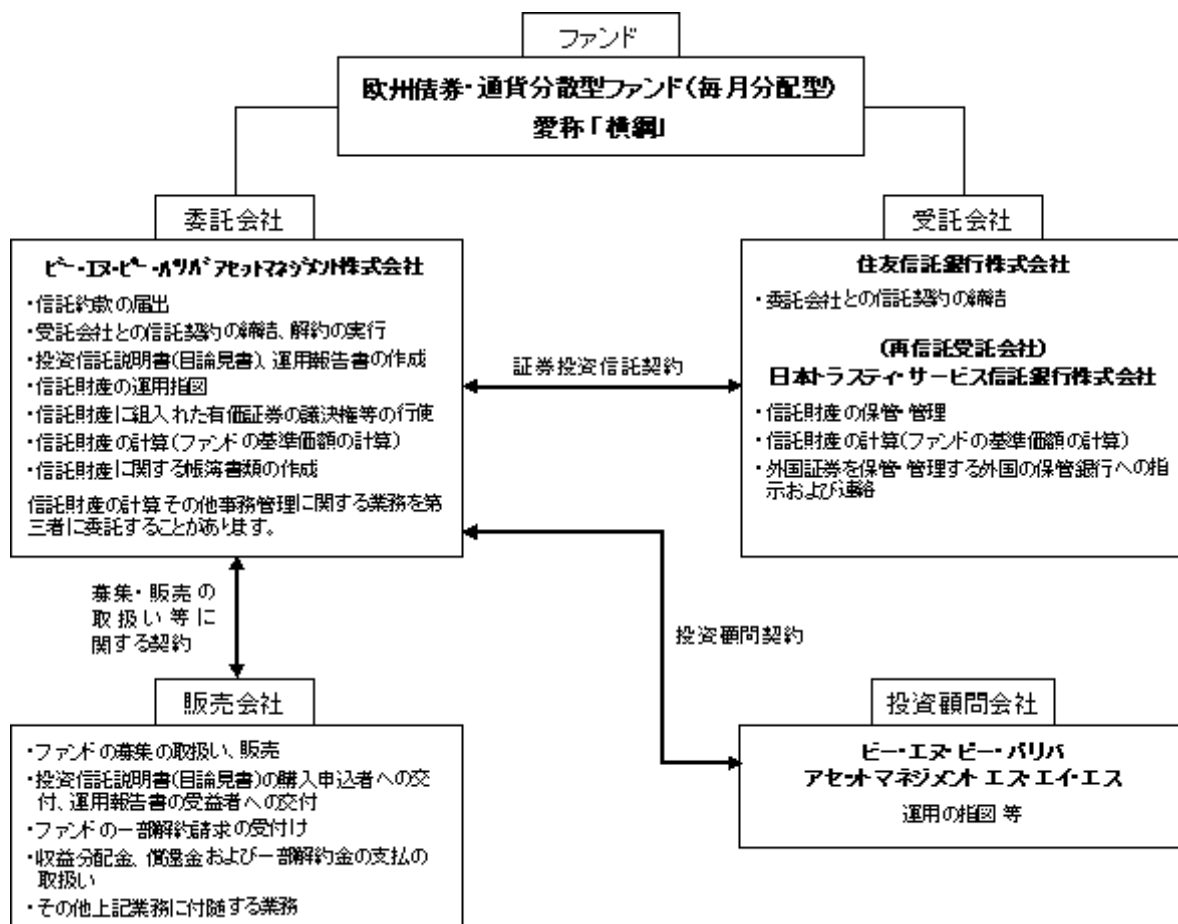
通貨戦略について

当ファンドの運用担当者は、外国通貨間での為替取引等により基準価額の変動を軽減することを目指して通貨分散を行います。

なお、外貨建資産に関しては、為替ヘッジを行いません。

（２）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス	委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約請求の受け付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

② 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（2009年9月末現在）

① 資本金 9億円

② 沿革

1998年11月9日 会社設立

1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

1999年2月26日 証券投資顧問業の登録

2000年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

2000年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

2000年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

③ 大株主の状況

株主名	住 所	所有株数	所有比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

内外の公社債を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

b. 投資態度

- ① 当ファンドは、主として欧州債券市場で発行されるユーロ建ての社債、企業の信用力を担保とした資産担保証券（Collateralized Debt Obligation、以下「CDO」といいます）、変動利付債、インフレリンク債等の債券に分散投資し、投資環境の変化に応じた複数の債券投資戦略を機動的に行います。
- ② 投資する公社債の選定にあたっては、個別銘柄の利回り、バリュエーション、公社債の格付けおよび発行者の信用状況、流動性ならびに発行条件等に基づき分散投資に努めます。
- ③ 投資する公社債の信用格付については、原則として取得時にS & PでBー格またはムーディーズでB3格の格付相当以上の格付を有する公社債とします。なお投資後に公社債の信用格付がそれらを下回った場合は、CDO等のクレジット仕組み債を除き、原則として3ヶ月以内をめどに当該銘柄を売却します。
- ④ 金利変動のリスクをヘッジするため、金利に係る先物取引等を行います。
- ⑤ 外貨建資産への投資にあたっては、原則として対円での為替ヘッジは行いません。一方、外国通貨間に係る為替取引等を行うことで、信託財産に係る為替リスクの分散を図ります。
- ⑥ 世界的または地域的な信用不安の高まりから、信用リスクが拡大するような投資局面においては、一時的に高格付の国債等に投資を行う場合があります。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに運用指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述（5）「投資制限」⑨、⑩および⑪に定めるものに限りま。

- ハ. 金銭債権

- ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- b. 委託会社は、(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ。)信託金を、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

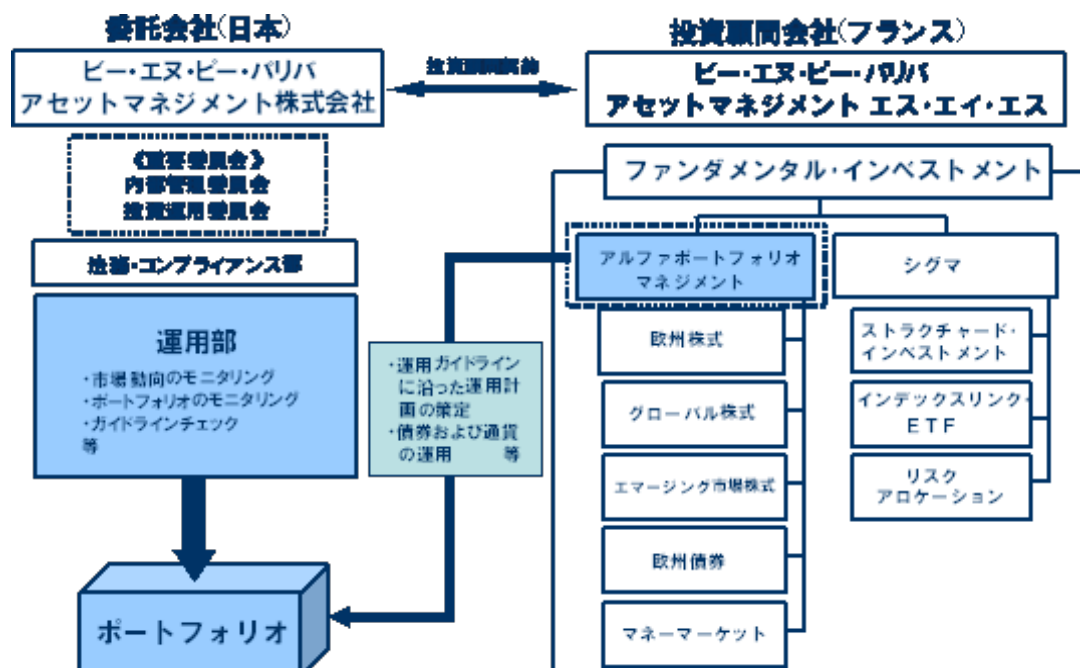
なお、(1)の証券または証書、(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(12)ならびに(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(13)および(14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

d. bの規定に係わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



※ 運用体制等は2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制**運用部（10名程度）**

市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

投資運用委員会（5名程度）

原則として月1回および随時に開催し、投資運用や法令遵守等の状況について報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（5名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、内部管理手順およびコンプライアンスシステムの実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス部（2名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

ビー・エヌ・ピー・パリバ グループ^(※)では、投資家の保護を第一の目的として、組織的犯罪を防ぐべく、厳格な倫理規定を設けております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスでは、グループの規定に加えて、フランス投資信託および金融資産運用会社向け倫理規定、インサイダー取引防止策、個人口座での取引制限等に関する社内規定の遵守が義務付けられています。（2009年9月末現在）

（※）ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要（2009年9月末現在）

ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではAA格、ムーディーズではAa1格となっております。

委託会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門における日本の現地法人として平成10年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金等の資金を幅広く運用しております。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、債券ファンドに加え、株式ファンド、リスク限定型・軽減型ファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメントの格付けは、フィッチ・レーティングスでM2+格となっております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、この信託の運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

① 株式への投資割合（信託約款）

株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（信託約款）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 転換社債への投資割合（信託約款）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑥ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。（信託約款）

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。（信託約款）

⑧ 投資する株式等の範囲（信託約款）

委託会社が投資することを指図する株式は証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑨ 先物取引等の運用指図（信託約款）

- (a) 委託会社は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- (b) 委託会社は、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた時は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) ⑪において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (f) ⑪において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下(f)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為

替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下(f)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲以内で貸付けの指図をすることができます。

- (a) 株式の貸付けは、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

⑬ 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券を売付けのことを指図することができます。
- (b) 売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑭ 有価証券の借入れ（信託約款）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑮ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯ 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

⑰ 資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑱ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものと

します。

⑨ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

当ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動き、組入れた有価証券の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）の信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により、基準価額は大幅に変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 運用に関するリスク

① 価格変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、金利の変動等により債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは部分的に金利に係る先物取引等により金利の変動による債券価格の変動リスクを抑えるよう運用を行いますが、投資する債券市場とヘッジに用いる先物取引等の市場の価格変動は完全に一致しないことから、ヘッジを行った部分についても損失が発生する場合があります、これは基準価額の下落要因となる可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドが投資する公社債の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）が倒産およびその他の理由により当該債券の利息または償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクを有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったときには、当該債券の価格は大きく下落するまたは利息および償還金が支払われなくなる可能性があることから、これにより当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また当ファンドは、非投資適格債（ハイイールド債など）を主要投資対象として組入れますので、当ファンドの基準価額は、一般的な公社債ファンドより信用リスクが顕在化した場合の影響を多く受ける可能性があります。当ファンドが投資するCDOは、複数の企業の社債およびローン（貸付）等の信用力を担保として発行されるため、CDOが参照する複数の企業の信用リスクを複合的に内包します。

③ 為替リスク

当ファンドは、投資する外貨建資産については為替ヘッジを行わないため、一般に外国為替相場が対円で円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、外国通貨間での為替取引等（クロスヘッジ）により、為替リスクの分散を図りますが、外国為替相場が変動し、円が、保有する外国通貨に対して上昇（円高）となった場合、為替差損により当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

④ 流動性リスク

当ファンドは、信託財産の一部を流動性の低いハイイールド債、CDO等に投資します。当該債券の流動性は一般的な社債に比べて低く、特に信用不安が拡大する局面などにおいては、売買スプレッドの拡大などにより、機動的に当該債券を売買できないことがあります。それにより当該債券の売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済および社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当

ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

⑥ 追加設定・一部解約による資金流入に伴うリスク

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、債券の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での債券の組入れおよび売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

(2) 権利行使の制限・留意事項

① 権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がフランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、売買のお申込みはできません。

また、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、売買のお申込みの受付が取消または中止されることがあります。

② 換金について

換金については、お申込日の翌営業日の基準価額が適用されます。換金時には、0.5%の信託財産留保額が差し引かれますのでご留意下さい。買取りについては販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資顧問会社の運用する資産担保証券（CDO）への投資

当ファンドが投資対象とする資産担保証券（CDO）について、当ファンドの投資顧問会社の投資判断により、同社が運用するCDOに投資することがあります。当ファンドの利益になるかどうかという観点から投資を行うものの、一般的に、同社はCDO運用による報酬を受領することにより、同社の報酬は増加します。

(3) 投資信託に関する一般的リスク

- ① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ② 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあることがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ③ 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ④ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうか、モニタリングを行います。運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリング等を行います。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門は、ファンドの運用計画を投資運用委員会に報告します。一方、管理部門において、運用ガイドラインや法令の遵守状況について、チェックが行われます。（2009年9月末現在）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料率は、 3.15% ※（税抜 3.0% ）を上限に販売会社が定めるものとします。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※当該申込手数料にかかる消費税等相当額（ 5% ）が含まれています。

- ② ①の規定に係わらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総金額のうち、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については①に定める手数料を徴収しないものとし、当該取得申込みの総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、①に定める当該取得申込総口数または当該取得申込総金額に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、信託財産留保額※（解約請求日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めると同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.68% （税抜 1.60% ）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支払先	配分
信託財産の純資産総額 に対して年率 1.68% （税抜 1.60% ）	委託会社	0.8085% （税抜 0.77% ） （投資顧問会社への報酬（税抜 0.2695% ）を含みます。）
	販売会社	0.7875% （税抜 0.75% ）
	受託会社	0.0840% （税抜 0.08% ）

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

② 諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

- ※ その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、当該費用および費用全体の合計額（上限額等を含む）については、表示をすることができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2009年９月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

● 個人の受益者に対する課税

収益分配金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７％、地方税３％）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税５％）が源泉徴収されます。

※ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

※ 平成22年１月１日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７％、地方税３％）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税５％）の申告分離課税が適用されます。

※ 平成21年１月１日以後の一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、配当所得と損益通算を行うことができます。

※ 平成22年１月１日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

● 法人の受益者に対する課税

収益分配金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率７％（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
---------------	-------------

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。
--	--

※益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

＜個別元本について＞

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

＜収益分配金の課税について＞

- ① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 買取につきましては、販売会社にお問合せ下さい。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（2009年9月末現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
社 債 券	フランス	3,753,084,819	32.52
	オランダ	1,806,408,442	15.65
	イギリス	1,273,454,799	11.03
	アメリカ	794,665,046	6.89
	ルクセンブルク	628,666,630	5.45
	アイルランド	448,438,665	3.89
	デンマーク	368,681,909	3.19
	スペイン	337,188,578	2.92
	ベルギー	305,202,517	2.64
	ノルウェー	265,467,961	2.30
	バミューダ	202,177,686	1.75
	ドイツ	149,012,306	1.29
	スウェーデン	138,055,665	1.20
	イタリア	135,914,886	1.18
	ギリシャ	118,548,000	1.03
	ハンガリー	112,620,600	0.98
	ケイマン	1,377,328	0.01
	小 計	10,838,945,837	93.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		701,582,561	6.08
合計（純資産総額）		11,540,528,398	100.00

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】（2009年９月末現在）**①【投資有価証券の主要銘柄】****（主要銘柄の明細）**

順位	国/地域	銘柄名	種類	額面金額	簿価単価	簿価金額	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
					評価単価 (円)	評価金額 (円)			
1	イギリス	TVN FIN CORP PLC	社債券	3,350,000	115.25 121.84	386,104,250 408,167,350	9.5	2013/12/15	3.54
2	ルクセンブルク	PIAGGIO FIN SA	社債券	2,950,000	137.97 138.30	407,031,265 408,002,700	10	2012/4/30	3.54
3	イギリス	GMFM 2006-1 C3	社債券	4,000,000	100.51 100.97	402,050,536 403,909,369	1.129	2056/11/20	3.50
4	イギリス	VODAFONE GROUP	社債券	3,000,000	131.47 131.48	394,430,534 394,445,550	1.309	2013/9/5	3.42
5	フランス	VIVENDI	社債券	3,000,000	130.41 130.42	391,256,214 391,283,480	1.585	2011/10/3	3.39
6	フランス	BNPP FAIRWAY	社債券	5,000,000	70.74 71.86	353,718,822 359,312,293	4.71875	2013/6/27	3.11
7	フランス	CNP ASSURANCES	社債券	3,000,000	94.27 99.84	282,839,721 299,535,231	4.75	2049/12/22	2.60
8	オランダ	DEUTSCHE TEL FIN	社債券	2,000,000	140.24 140.38	280,498,793 280,760,916	5.375	2021/7/27	2.43
9	フランス	BPCE GROUPE	社債券	1,891,000	148.43 148.18	280,695,320 280,217,835	12.5	2049/9/29	2.43
10	オランダ	MOSCOW NAROD FIN	社債券	3,000,000	91.92 90.79	275,771,970 272,389,095	1.3775	2009/10/6	2.36
11	ベルギー	BELGACOM SA	社債券	2,000,000	135.70 135.42	271,414,328 270,857,943	4.375	2016/11/23	2.35
12	アイルランド	ARIA II B3U7	社債券	4,000,000	59.47 67.17	237,883,770 268,688,680	0.856483	2012/10/10	2.33
13	ノルウェー	STATKRAFT AS	社債券	2,000,000	132.60 132.73	265,219,800 265,467,961	4.625	2017/9/22	2.30
14	オランダ	SIEMENS FINAN	社債券	2,000,000	121.33 125.29	242,679,874 250,582,810	5.25	2066/9/14	2.17
15	デンマーク	BERTELSMANN AG	社債券	2,000,000	124.63 124.07	249,279,046 248,158,109	4.75	2016/9/26	2.15
16	フランス	EUROPCAR GROUPE	社債券	1,750,000	108.01 118.54	189,018,200 207,459,000	4.373	2013/5/15	1.80
17	スペイン	BBVA SENIOR FIN	社債券	1,500,000	135.40 135.35	203,106,707 203,026,885	3.625	2012/5/14	1.76
18	フランス	BNP PARIBAS	社債券	1,500,000	135.24 135.17	202,870,599 202,755,608	3.25	2012/3/27	1.76
19	バミューダ	CENT EURO MEDIA	社債券	1,483,000	128.42 136.33	190,457,241 202,177,686	8.25	2012/5/15	1.75
20	アメリカ	DAIMLERCHRYSLER NA	社債券	1,500,000	133.15 133.06	199,738,561 199,591,957	4.375	2010/3/16	1.73
21	フランス	CHRISTIAN DIOR	社債券	1,500,000	130.78 130.92	196,177,182 196,385,826	3.75	2014/9/23	1.70
22	フランス	KLEPIERRE	社債券	1,500,000	125.41 125.95	188,122,240 188,934,491	4.25	2016/3/16	1.64
23	フランス	PERNOD RICARD	社債券	1,250,000	134.23 134.28	167,798,108 167,854,089	4.625	2013/12/6	1.45
24	オランダ	TELECOM IT FIN	社債券	1,000,000	145.87 145.77	145,871,601 145,778,212	7.25	2012/4/24	1.26
25	フランス	CARREFOUR SA	社債券	1,000,000	142.52 142.57	142,529,601 142,574,913	5.125	2014/10/10	1.24
26	オランダ	DAIMLER INTL FIN	社債券	1,000,000	141.22 140.98	141,221,095 140,984,657	6.875	2011/6/10	1.22
27	アメリカ	FRESENIUS MED	社債券	1,000,000	138.63 139.29	138,635,300 139,293,900	7.375	2011/6/15	1.21
28	ルクセンブルク	WIND ACQUISITION	社債券	950,000	137.64 144.23	130,765,030 137,021,730	9.75	2015/12/1	1.19
29	フランス	RALLYE SA	社債券	1,000,000	130.87 136.92	130,878,309 136,922,940	8.375	2015/1/20	1.19
30	イタリア	TELECOM ITALIA	社債券	1,000,000	136.65 135.91	136,651,333 135,914,886	4.75	2014/5/19	1.18

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

種 類	投資比率(%)
社 債 券	93.92
合 計	93.92

＊投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約取引）

種類	通貨	契約額 （各通貨）	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （%）
買建	ドル	26,950,000.00	2,452,834,000	2,430,081,500	21.06
	ポンド	7,800,000.00	1,178,244,750	1,123,200,000	9.73
	ユーロ	1,528,119.99	204,402,863	201,161,715	1.74
売建	ユーロ	25,690,402.91	3,422,218,570	3,381,884,638	△29.30

＊投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

当ファンドの各計算期間末日および2009年９月末前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間		純資産総額(円)		基準価額(円)	
			(分配前)	(分配付)	(分配前)	(分配付)
第1特定期間	(第1期末)	2005年 12月15日	13,276,181,999	13,339,833,799	10,429	10,479
	(第2期末)	2006年 1月16日	13,937,480,454	14,005,709,004	10,214	10,264
	(第3期末)	2月15日	15,367,537,104	15,441,614,304	10,373	10,423
第2特定期間	(第4期末)	3月15日	16,711,290,152	16,791,433,952	10,426	10,476
	(第5期末)	4月17日	18,077,809,062	18,163,511,062	10,547	10,597
	(第6期末)	5月15日	18,728,930,878	18,820,311,578	10,248	10,298
	(第7期末)	6月15日	21,553,382,176	21,656,586,776	10,442	10,492
	(第8期末)	7月18日	28,209,203,930	28,343,407,230	10,510	10,560
	(第9期末)	8月15日	33,127,489,739	33,282,729,839	10,670	10,720
第3特定期間	(第10期末)	9月15日	36,798,012,523	36,968,332,323	10,803	10,853
	(第11期末)	10月16日	38,529,989,842	38,724,675,762	10,885	10,940
	(第12期末)	11月15日	40,503,548,527	40,707,376,602	10,929	10,984
	(第13期末)	12月15日	43,321,019,278	43,534,061,723	11,184	11,239
	(第14期末)	2007年 1月15日	44,107,612,440	44,323,236,090	11,251	11,306
	(第15期末)	2月15日	45,276,015,296	45,494,236,156	11,411	11,466
第4特定期間	(第16期末)	3月15日	44,436,769,948	44,657,188,058	11,088	11,143
	(第17期末)	4月16日	46,383,559,289	46,604,790,134	11,531	11,586
	(第18期末)	5月15日	46,136,627,225	46,354,112,460	11,668	11,723
	(第19期末)	6月15日	45,802,872,737	46,017,699,712	11,726	11,781
	(第20期末)	7月17日	44,491,945,658	44,700,067,198	11,758	11,813
	(第21期末)	8月15日	40,585,841,137	40,791,167,742	10,872	10,927
第5特定期間	(第22期末)	9月18日	40,123,439,336	40,331,318,106	10,616	10,671
	(第23期末)	10月15日	42,667,348,344	42,876,046,724	11,244	11,299
	(第24期末)	11月15日	40,274,976,984	40,483,171,289	10,640	10,695
	(第25期末)	12月17日	40,101,959,890	40,312,584,205	10,472	10,527
	(第26期末)	2008年 1月15日	37,700,667,729	37,911,131,444	9,852	9,907
	(第27期末)	2月15日	34,604,892,899	34,813,146,219	9,139	9,194
第6特定期間	(第28期末)	3月17日	31,688,103,082	31,893,028,792	8,505	8,560
	(第29期末)	4月15日	32,830,410,812	33,031,811,462	8,966	9,021
	(第30期末)	5月15日	33,682,201,167	33,877,726,222	9,475	9,530
	(第31期末)	6月16日	33,411,437,086	33,601,717,011	9,658	9,713
	(第32期末)	7月15日	31,355,115,744	31,540,785,349	9,288	9,343
	(第33期末)	8月15日	28,935,623,897	29,112,767,072	8,984	9,039
第7特定期間	(第34期末)	9月16日	25,292,030,165	25,462,991,835	8,137	8,192
	(第35期末)	10月15日	19,616,478,917	19,779,179,587	6,631	6,686
	(第36期末)	11月17日	15,611,280,547	15,767,438,912	5,498	5,553
	(第37期末)	12月15日	13,522,079,965	13,670,732,315	5,003	5,058
	(第38期末)	2009年 1月15日	12,791,733,900	12,935,453,190	4,895	4,950
	(第39期末)	2月16日	11,333,404,451	11,462,728,591	4,820	4,875
第8特定期間	(第40期末)	3月16日	10,710,119,866	10,830,233,486	4,904	4,959
	(第41期末)	4月15日	10,727,499,528	10,843,635,493	5,080	5,135
	(第42期末)	5月15日	10,885,215,360	10,998,945,625	5,264	5,319
	(第43期末)	6月15日	11,389,055,602	11,501,706,052	5,561	5,616
	(第44期末)	7月15日	10,607,340,154	10,716,212,599	5,359	5,414
	(第45期末)	8月17日	11,175,002,889	11,281,988,339	5,745	5,800
第9特定期間	(第46期末)	9月15日	11,215,549,191	11,323,270,816	5,726	5,781
		2008年 9月末日	23,719,716,538	—	7,787	—
		10月末日	16,739,435,850	—	5,826	—
		11月末日	14,851,325,835	—	5,325	—
		12月末日	13,526,778,057	—	5,090	—
		2009年 1月末日	11,909,228,791	—	4,813	—
		2月末日	11,486,275,703	—	5,088	—
		3月末日	10,812,012,703	—	5,025	—
		4月末日	10,769,388,172	—	5,176	—
		5月末日	11,119,543,542	—	5,437	—
		6月末日	11,085,804,853	—	5,488	—
		7月末日	10,951,249,103	—	5,662	—
		8月末日	11,009,915,159	—	5,697	—
		9月末日	11,540,528,398	—	5,739	—

*基準価額は1万口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間			分配金(円)
第1特定期間	第1期	自 2005年 8月31日	至 2005年12月15日	50
	第2期	自 2005年12月16日	至 2006年 1月16日	50
	第3期	自 2006年 1月17日	至 2006年 2月15日	50
第2特定期間	第4期	自 2006年 2月16日	至 2006年 3月15日	50
	第5期	自 2006年 3月16日	至 2006年 4月17日	50
	第6期	自 2006年 4月18日	至 2006年 5月15日	50
	第7期	自 2006年 5月16日	至 2006年 6月15日	50
	第8期	自 2006年 6月16日	至 2006年 7月18日	50
	第9期	自 2006年 7月19日	至 2006年 8月15日	50
第3特定期間	第10期	自 2006年 8月16日	至 2006年 9月15日	50
	第11期	自 2006年 9月16日	至 2006年10月16日	55
	第12期	自 2006年10月17日	至 2006年11月15日	55
	第13期	自 2006年11月16日	至 2006年12月15日	55
	第14期	自 2006年12月16日	至 2007年 1月15日	55
	第15期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	55
第4特定期間	第16期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	55
	第17期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	55
	第18期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	55
	第19期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	55
	第20期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	55
	第21期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	55
第5特定期間	第22期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	55
	第23期	自 2007年 9月19日	至 2007年10月15日	55
	第24期	自 2007年10月16日	至 2007年11月15日	55
	第25期	自 2007年11月16日	至 2007年12月17日	55
	第26期	自 2007年12月18日	至 2008年 1月15日	55
	第27期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	55
第6特定期間	第28期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	55
	第29期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	55
	第30期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	55
	第31期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	55
	第32期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	55
	第33期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	55
第7特定期間	第34期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	55
	第35期	自 2008年 9月17日	至 2008年10月15日	55
	第36期	自 2008年10月16日	至 2008年11月17日	55
	第37期	自 2008年11月18日	至 2008年12月15日	55
	第38期	自 2008年12月16日	至 2009年 1月15日	55
	第39期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	55
第8特定期間	第40期	自 2009年 2月17日	至 2009年 3月16日	55
	第41期	自 2009年 3月17日	至 2009年 4月15日	55
	第42期	自 2009年 4月16日	至 2009年 5月15日	55
	第43期	自 2009年 5月16日	至 2009年 6月15日	55
	第44期	自 2009年 6月16日	至 2009年 7月15日	55
	第45期	自 2009年 7月16日	至 2009年 8月17日	55
第9特定期間	第46期	自 2009年 8月18日	至 2009年 9月15日	55

*分配金は1万口当たり

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率(%)
第1特定期間	第1期	自 2005年 8月31日	至 2005年12月15日	4.8
	第2期	自 2005年12月16日	至 2006年 1月16日	△1.6
	第3期	自 2006年 1月17日	至 2006年 2月15日	2.0
第2特定期間	第4期	自 2006年 2月16日	至 2006年 3月15日	1.0
	第5期	自 2006年 3月16日	至 2006年 4月17日	1.6
	第6期	自 2006年 4月18日	至 2006年 5月15日	△2.4
	第7期	自 2006年 5月16日	至 2006年 6月15日	2.4
	第8期	自 2006年 6月16日	至 2006年 7月18日	1.1
	第9期	自 2006年 7月19日	至 2006年 8月15日	2.0
第3特定期間	第10期	自 2006年 8月16日	至 2006年 9月15日	1.7
	第11期	自 2006年 9月16日	至 2006年10月16日	1.3
	第12期	自 2006年10月17日	至 2006年11月15日	0.9
	第13期	自 2006年11月16日	至 2006年12月15日	2.8
	第14期	自 2006年12月16日	至 2007年 1月15日	1.1
	第15期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	1.9
第4特定期間	第16期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	△2.3
	第17期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	4.5
	第18期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	1.7
	第19期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	1.0
	第20期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	0.7
	第21期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	△7.1
第5特定期間	第22期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	△1.8
	第23期	自 2007年 9月19日	至 2007年10月15日	6.4
	第24期	自 2007年10月16日	至 2007年11月15日	△4.9
	第25期	自 2007年11月16日	至 2007年12月17日	△1.1
	第26期	自 2007年12月18日	至 2008年 1月15日	△5.4
	第27期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	△6.7
第6特定期間	第28期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	△6.3
	第29期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	6.1
	第30期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	6.3
	第31期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	2.5
	第32期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	△3.3
	第33期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	△2.7
第7特定期間	第34期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	△8.8
	第35期	自 2008年 9月17日	至 2008年10月15日	△17.8
	第36期	自 2008年10月16日	至 2008年11月17日	△16.3
	第37期	自 2008年11月18日	至 2008年12月15日	△8.0
	第38期	自 2008年12月16日	至 2009年 1月15日	△1.1
	第39期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	△0.4
第8特定期間	第40期	自 2009年 2月17日	至 2009年 3月16日	2.9
	第41期	自 2009年 3月17日	至 2009年 4月15日	4.7
	第42期	自 2009年 4月16日	至 2009年 5月15日	4.7
	第43期	自 2009年 5月16日	至 2009年 6月15日	6.7
	第44期	自 2009年 6月16日	至 2009年 7月15日	△2.6
	第45期	自 2009年 7月16日	至 2009年 8月17日	8.2
第9特定期間	第46期	自 2009年 8月18日	至 2009年 9月15日	0.6

*各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2005年8月31日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ① お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
- ② お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ③ フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、お申込みの受付けは行いません。
- ④ お申込単位は30万口以上1万口単位とします。
- ⑤ お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ お申込手数料は、3.15%※（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。
- ⑦ ⑥の規定に係わらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総金額のうち、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については⑥に定める手数料を徴収しないものとし、当該取得申込みの総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、⑥に定める当該取得申込総口数または当該取得申込総金額に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑧ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付けを中止または取り消しすることがあります。
- ⑨ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- ① 換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。
- ② 換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ③ フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、換金のお申込みの受付けは行いません。
- ④ 換金単位は1万口単位とします。
- ⑤ 解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.5%）を引いた額とし

す。なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問い合わせ先》

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
(半休日の場合は正午まで)

- ⑥ 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
- ⑦ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、換金請求の受付けを中止または取り消しすることがあります。
- ⑧ ⑦の規定により換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問い合わせ下さい。
- ⑩ 当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

外貨建資産の円換算および予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の金融商品取引業者・銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額のいずれかを用いて評価します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「横綱」）

《委託会社へのお問合わせ先》
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
（半休日の場合は正午まで）

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① 信託契約の解約

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、受益権総口数の2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

- 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。
- 信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。
 - ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
 - ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
 - ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年2月および8月に到来する計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

⑥ 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて当ファンドの募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱いします。

○投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、運用に関する指図を一部委託しています。当契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

(1) ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

② 受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

① 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

② 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金請求権

① 受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

② 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第7特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第8特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第8特定期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は1ヶ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）および第8特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7 特定期間末 (平成21年 2 月16日現在)	第8 特定期間末 (平成21年 8 月17日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	424,751,783	201,613,963
コール・ローン	341,548,153	396,392,758
社債券	10,225,106,431	10,536,653,689
派生商品評価勘定	361,632,388	218,855,231
未収入金	52,118,400	—
未収利息	298,745,833	222,269,983
その他未収収益	16,200,704	2,689,676
差入委託証拠金	668,240	764,436
流動資産合計	11,720,771,932	11,579,239,736
資産合計	11,720,771,932	11,579,239,736
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	78,204,526	253,024,045
未払金	34,993,699	—
未払収益分配金	129,324,140	106,985,450
未払解約金	127,036,672	27,381,376
未払受託者報酬	886,048	837,926
未払委託者報酬	16,834,896	15,920,550
その他未払費用	87,500	87,500
流動負債合計	387,367,481	404,236,847
負債合計	387,367,481	404,236,847
純資産の部		
元本等		
元本	*1 23,513,480,000	*1 19,451,900,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △12,180,075,549	*2 △8,276,897,111
（分配準備積立金）	1,581,727,492	909,722,920
元本等合計	11,333,404,451	11,175,002,889
純資産合計	11,333,404,451	11,175,002,889
負債純資産合計	11,720,771,932	11,579,239,736

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7 特定期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日	第8 特定期間 自 平成21年 2 月17日 至 平成21年 8 月17日
営業収益		
受取利息	722,201,408	353,984,852
有価証券売買等損益	△5,459,284,687	1,100,986,609
派生商品取引等損益	△271,412,214	—
為替差損益	△6,291,354,939	1,210,614,378
その他収益	10,254,188	12,769,327
営業収益合計	△11,289,596,244	2,678,355,166
営業費用		
受託者報酬	7,682,270	4,606,760
委託者報酬	*1 145,963,023	*1 87,528,286
その他費用	5,316,897	4,562,988
営業費用合計	158,962,190	96,698,034
営業利益又は営業損失（△）	△11,448,558,434	2,581,657,132
経常利益又は経常損失（△）	△11,448,558,434	2,581,657,132
当期純利益又は当期純損失（△）	△11,448,558,434	2,581,657,132
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△252,076,101	47,097,820
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,272,226,103	△12,180,075,549
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,342,829,030	2,761,021,110
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,342,829,030	2,761,021,110
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,679,658	713,913,789
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,679,658	713,913,789
分配金	*2 911,516,485	*2 678,488,195
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,180,075,549	△8,276,897,111

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第8特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、特定期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。特定期間末日において時価が発表されていない場合は、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等を用います。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1) 先物取引 — (2) 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。 (2) 特定期間末日の取扱い 平成21年2月15日が休日である為、当特定期間末日を平成21年2月16日としております。このため、当特定期間は185日となっております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 特定期間末日の取扱い 平成21年8月15日及びその翌日が休日である為、当特定期間末日を平成21年8月17日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7特定期間末 (平成21年2月16日現在)	第8特定期間末 (平成21年8月17日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 32,207,850,000 円 期中追加設定元本額 385,620,000 円 期中解約元本額 9,079,990,000 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 23,513,480,000 口	*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 23,513,480,000 円 期中追加設定元本額 1,559,470,000 円 期中解約元本額 5,621,050,000 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 19,451,900,000 口
*2 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、12,180,075,549 円であります。	*2 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、8,276,897,111円 であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	
*1 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	23,929,114円
*2 分配金の計算過程	
(自 平成20年8月16日 至 平成20年9月16日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(122,828,180円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,611,835,762円)、及び分配準備積立金(2,497,934,044円)より分配対象収益は5,232,597,986円(1万口当たり1,683.36円)であり、うち、170,961,670円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成20年9月17日 至 平成20年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(106,414,794円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,488,904,754円)、及び分配準備積立金(2,333,254,750円)より分配対象収益は4,928,574,298円(1万口当たり1,666.06円)であり、うち、162,700,670円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成20年10月16日 至 平成20年11月17日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(94,762,976円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,401,999,622円)、及び分配準備積立金(2,176,378,274円)より分配対象収益は4,673,140,872円(1万口当たり1,645.91円)であり、うち、156,158,365円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成20年11月18日 至 平成20年12月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(86,762,930円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,289,380,707円)、及び分配準備積立金(2,013,909,785円)より分配対象収益は4,390,053,422円(1万口当たり1,624.26円)であり、うち、148,652,350円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成20年12月16日 至 平成21年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(90,252,909円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,217,657,750円)、及び分配準備積立金(1,885,108,692円)より分配対象収益は4,193,019,351円(1万口当たり1,604.62円)であり、うち、143,719,290円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年1月16日 至 平成21年2月16日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(58,109,311円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,996,443,777円)、及び分配準備積立金(1,652,942,321円)より分配対象収益は3,707,495,409円(1万口当たり1,576.74円)であり、うち、129,324,140円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	

第8特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)	
*1 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	14,779,918円
*2 分配金の計算過程	
(自 平成21年2月17日 至 平成21年3月16日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(68,700,666円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,859,310,073円)、及び分配準備積立金(1,467,395,751円)より分配対象収益は3,395,406,490円(1万口当たり1,554.75円)であり、うち、120,113,620円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年3月17日 至 平成21年4月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(59,899,574円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,803,413,560円)、及び分配準備積立金(1,365,157,813円)より分配対象収益は3,228,470,947円(1万口当たり1,528.94円)であり、うち、116,135,965円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年4月16日 至 平成21年5月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(55,313,184円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,793,975,130円)、及び分配準備積立金(1,256,204,503円)より分配対象収益は3,105,492,817円(1万口当たり1,501.81円)であり、うち、113,730,265円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年5月16日 至 平成21年6月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,963,768円)、解約に伴う当期純損益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,789,761,706円)、及び分配準備積立金(1,174,757,390円)より分配対象収益は3,013,482,864円(1万口当たり1,471.28円)であり、うち、112,650,450円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年6月16日 至 平成21年7月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(45,744,662円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,743,016,988円)、及び分配準備積立金(1,062,974,268円)より分配対象収益は2,851,735,918円(1万口当たり1,440.63円)であり、うち、108,872,445円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	
(自 平成21年7月16日 至 平成21年8月17日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(56,839,684円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,737,993,139円)、及び分配準備積立金(959,868,686円)より分配対象収益は2,754,701,509円(1万口当たり1,416.15円)であり、うち、106,985,450円(1万口当たり55.00円)を分配金額としております。	

(有価証券に関する注記)

第7特定期間末
(平成21年2月16日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
社 債 券	10,225,106,431	△ 187,974,591
合 計	10,225,106,431	△ 187,974,591

第8特定期間末
(平成21年8月17日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
社 債 券	10,536,653,689	572,098,421
合 計	10,536,653,689	572,098,421

(デリバティブ取引に関する注記)

I. 取引の状況に関する事項

第7特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第8特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引および為替予約取引であります。	1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的 欧米主要国の債券先物取引を主要投資対象としており、金利リスクをアクティブにヘッジするために利用しております。また、為替予約取引をヘッジ目的として使用しております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 為替予約取引をヘッジ目的として使用しております。
3. 取引に係るリスクの内容 債券先物取引に係る主要なリスクは金利の変動による金利変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは為替の変動による為替変動リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは為替の変動による為替変動リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II. 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位:円)

区 分	第7特定期間末 (平成21年2月16日現在)				第8特定期間末 (平成21年8月17日現在)			
	契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
		3ヵ月延滞				3ヵ月延滞		
為替予約取引								
買建								
米ドル	2,884,212,301	-	2,858,232,000	△25,980,301	4,875,190,840	-	4,794,912,400	△80,278,440
英ポンド	1,235,602,597	-	1,199,128,000	△36,474,597	2,203,655,049	-	2,248,733,500	45,078,451
ユーロ	817,128,720	-	822,021,272	4,892,552	4,153,934,400	-	4,086,754,894	△67,179,506
売建								
米ドル	314,097,300	-	323,383,300	△9,286,000	2,486,190,600	-	2,445,151,500	41,039,100
英ポンド	151,556,100	-	153,801,200	△2,245,100	1,173,188,000	-	1,152,106,000	21,082,000
ユーロ	4,133,907,898	-	3,781,386,590	352,521,308	7,270,404,589	-	7,264,315,008	6,089,581
合 計	9,536,504,916	-	9,137,952,362	283,427,862	22,162,563,478	-	21,991,973,302	△ 34,168,814

(注) 時価等の算定方法

1. 為替予約取引

(1) 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

(2) 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第7特定期間末 (平成21年2月16日現在)		第8特定期間末 (平成21年8月17日現在)	
一口当たり純資産額	0.4820 円	一口当たり純資産額	0.5745 円
(一万口当たり純資産額)	4,820 円)	(一万口当たり純資産額)	5,745 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
社 債 券	ユ ー ロ				
		PIAGGIO FIN SA 10%	2,950,000.00	3,097,500.00	
		TVN FIN CORP PLC 9.5%	3,350,000.00	2,997,915.00	
		VODAFONE GROUP	3,000,000.00	2,994,603.00	
		VIVENDI	3,000,000.00	2,969,619.00	
		GMFM 2006-1 C3	4,000,000.00	2,955,264.00	
		MAGYAR TELECOM 10.75%	3,000,000.00	2,265,000.00	
		DEUTSCHE TEL FIN 5.375%	2,000,000.00	2,146,248.00	
		CNP ASSURANCES	3,000,000.00	2,069,970.00	
		BELGACOM SA 4.375%	2,000,000.00	2,051,152.00	
		STATKRAFT AS 4.625%	2,000,000.00	1,970,184.00	
		KNFP 6.307%	3,000,000.00	1,950,000.00	
		BERTELSMANN AG 4.75%	2,000,000.00	1,904,492.00	
		SIEMENS FINAN	2,000,000.00	1,832,356.00	
		CENT EURO MEDIA 8.25%	1,850,000.00	1,702,000.00	
		BBVA SENIOR FIN 3.625%	1,500,000.00	1,535,292.00	
		BNP PARIBAS 3.25%	1,500,000.00	1,530,225.00	
		DAIMLERCHRYSLER NA 4.375%	1,500,000.00	1,518,031.50	
		KLEPIERRE 4.25%	1,500,000.00	1,408,452.00	
		EUROPCAR GROUPE	1,750,000.00	1,277,500.00	
		PERNOD RICARD 4.625%	1,250,000.00	1,265,300.00	
		TELECOM IT FIN 7.25%	1,000,000.00	1,099,052.00	
		CARREFOUR SA 5.125%	1,000,000.00	1,069,316.00	
		DAIMLER INTL FIN 6.875%	1,000,000.00	1,068,430.00	
		FRESENIUS MED 7.375%	1,000,000.00	1,067,500.00	
		TELECOM ITALIA 4.75%	1,000,000.00	1,047,379.00	
		KPN NV 4.75%	1,000,000.00	1,024,566.00	
		LVMH MOET-HENNES 5%	1,000,000.00	1,022,427.00	
		SANTANDER INTL 3.375%	1,000,000.00	1,012,235.00	
		ST GOBAIN 4.875%	1,000,000.00	1,002,859.00	
		PPR SA 4%	1,000,000.00	999,717.00	
		WIND ACQUISITION 9.75%	950,000.00	976,125.00	
		AGCO CORP 6.875%	1,000,000.00	955,000.00	
		PBDOM 2006-1 C	1,400,000.00	896,854.00	
		FS FUNDING 8.875%	1,000,000.00	865,000.00	
		FIAT FINANCE NA 5.625%	1,000,000.00	852,500.00	
		COFIDIS SA	2,000,000.00	800,000.00	
		MEMPH 2006-1 F	1,000,000.00	800,000.00	
		MOL MAGYAR OLAJ 3.875%	1,000,000.00	797,670.00	
		FAGE DAIRY IND 7.5%	1,000,000.00	770,000.00	
		FRESENIUS FIN 5.5%	750,000.00	753,750.00	
		CIMPOR FIN OPS 4.5%	700,000.00	702,662.80	
		CALCIPAR SA	1,000,000.00	635,000.00	
		LVMH MOET-HENNES 4.375%	600,000.00	619,851.60	
		EUROPCAR GROUPE 8.125%	755,000.00	570,025.00	
		SANOFI-AVENTIS 3.5%	540,000.00	557,182.80	

社 債 券 (続き)	CIE FIN CRD-MUTL 5.375%	500,000.00	533,373.50
	ROCHE HLDGS INC 4.625%	500,000.00	527,135.50
	ZURICH FINANCE 4.875%	500,000.00	522,527.50
	SKANDINAV ENSKIL 5.5%	500,000.00	518,681.50
	BANQUE PSA FIN 6.375%	500,000.00	516,714.50
	SYNGENTA FINANCE 4%	500,000.00	515,418.50
	WATTENFALL TREAS 4.25%	500,000.00	515,245.00
	HARVT IV C	3,000,000.00	510,000.00
	VOLKSWAGEN INTFN 3.75%	500,000.00	508,584.50
	SES GLOBAL GROUP 4.875%	500,000.00	503,985.00
	SMILS 05 C	653,280.03	463,828.82
	OMEGA FAIR-1 A7E1	500,000.00	444,140.50
	EDP FINANCE BV 5.5%	300,000.00	323,888.40
	NASHP 2006-X C	2,000,000.00	279,400.00
	ELIA SYSTEM OP 4.5%	250,000.00	258,578.25
	SILVA 2 B	212,086.34	210,735.77
	SUEZ ENVIRONNEME 4.875%	200,000.00	209,754.20
	AUCHAN 4.75%	200,000.00	209,534.60
	BASF SE 3.75%	200,000.00	206,532.60
	RMF III-X V	2,000,000.00	80,000.00
	WOODST II-X D	1,000,000.00	70,000.00
	BACCH 2006-1 C	1,000,000.00	10,000.00
	MAZARIN FDG LTD 0.1%	624,000.00	2,496.00
	BARION FUNDING 0.1%	210,000.00	2,100.00
	MAZARIN FDG LTD 0.01%	92,000.00	1.84
	BARION FUNDING 0.01%	73,000.00	1.46
	ユーロ小計	87,859,366.37	71,348,863.64
	邦貨換算金額	-	9,559,320,750
	米ドル		
	BNPP FAIRWAY	5,000,000	3,823,115.00
	MOSCOW NAROD FIN	3,000,000	3,055,500.00
	ARIA II B3U7	4,000,000	2,562,600.00
	CMA CGM SA 7.25%	2,000,000	890,000.00
	HERALD LTD 29	2,000,000	0.00
	米ドル小計	16,000,000.00	10,331,215.00
	邦貨換算金額	-	977,332,939
社債券 小計	邦貨換算金額	-	10,536,653,689
合 計	邦貨換算金額	-	10,536,653,689

<有価証券明細表注記>

(注1) 通貨の表示に関しては、その通貨の表記単位で表示しております。

(注2) 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	社債券 71 銘柄	100.0%	90.7%
米ドル	社債券 5 銘柄	100.0%	9.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表（デリバティブ取引に関する注記）II取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2009年9月末現在）

I 資産総額	12,139,631,275 円
II 負債総額	599,102,877 円
III 純資産総額（I－II）	11,540,528,398 円
IV 発行済口数	20,107,350,000 口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	0.5739 円

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	第1期 自 2005年 8月31日 至 2005年12月15日	12,746,360,000	16,000,000
	第2期 自 2005年12月16日 至 2006年 1月16日	938,350,000	23,000,000
	第3期 自 2006年 1月17日 至 2006年 2月15日	1,201,630,000	31,900,000
第2特定期間	第4期 自 2006年 2月16日 至 2006年 3月15日	1,279,270,000	65,950,000
	第5期 自 2006年 3月16日 至 2006年 4月17日	1,251,090,000	139,450,000
	第6期 自 2006年 4月18日 至 2006年 5月15日	1,190,640,000	54,900,000
	第7期 自 2006年 5月16日 至 2006年 6月15日	2,459,090,000	94,310,000
	第8期 自 2006年 6月16日 至 2006年 7月18日	6,287,200,000	87,460,000
	第9期 自 2006年 7月19日 至 2006年 8月15日	4,322,750,000	115,390,000
第3特定期間	第10期 自 2006年 8月16日 至 2006年 9月15日	3,444,230,000	428,290,000
	第11期 自 2006年 9月16日 至 2006年10月16日	1,723,310,000	389,830,000
	第12期 自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	2,097,360,000	435,150,000
	第13期 自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	2,227,490,000	552,150,000
	第14期 自 2006年12月16日 至 2007年 1月15日	927,130,000	457,820,000
	第15期 自 2007年 1月16日 至 2007年 2月15日	1,475,810,000	1,003,590,000
第4特定期間	第16期 自 2007年 2月16日 至 2007年 3月15日	1,279,130,000	879,630,000
	第17期 自 2007年 3月16日 至 2007年 4月18日	1,590,640,000	1,442,870,000
	第18期 自 2007年 4月17日 至 2007年 5月15日	1,149,510,000	1,830,530,000
	第19期 自 2007年 5月16日 至 2007年 6月15日	1,060,310,000	1,543,630,000
	第20期 自 2007年 6月16日 至 2007年 7月17日	748,130,000	1,967,300,000
	第21期 自 2007年 7月18日 至 2007年 8月15日	999,460,000	1,507,630,000
第5特定期間	第22期 自 2007年 8月16日 至 2007年 9月18日	1,954,810,000	1,490,780,000
	第23期 自 2007年 9月19日 至 2007年10月15日	1,145,870,000	996,850,000
	第24期 自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	1,155,340,000	1,246,990,000
	第25期 自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	1,245,140,000	803,320,000
	第26期 自 2007年12月18日 至 2008年 1月15日	851,060,000	880,260,000
	第27期 自 2008年 1月16日 至 2008年 2月15日	667,750,000	1,069,640,000
第6特定期間	第28期 自 2008年 2月16日 至 2008年 3月17日	506,210,000	1,111,230,000
	第29期 自 2008年 3月18日 至 2008年 4月15日	294,050,000	934,970,000
	第30期 自 2008年 4月16日 至 2008年 5月15日	229,600,000	1,297,890,000
	第31期 自 2008年 5月16日 至 2008年 6月16日	200,840,000	1,154,500,000
	第32期 自 2008年 6月17日 至 2008年 7月15日	204,050,000	1,042,290,000
	第33期 自 2008年 7月16日 至 2008年 8月15日	163,250,000	1,713,510,000
第7特定期間	第34期 自 2008年 8月16日 至 2008年 9月16日	65,480,000	1,189,390,000
	第35期 自 2008年 9月17日 至 2008年10月15日	41,200,000	1,543,200,000
	第36期 自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	168,530,000	1,358,040,000
	第37期 自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	37,500,000	1,402,230,000
	第38期 自 2008年12月16日 至 2009年 1月15日	59,510,000	956,430,000
	第39期 自 2009年 1月16日 至 2009年 2月16日	13,400,000	2,630,700,000
第8特定期間	第40期 自 2009年 2月17日 至 2009年 3月16日	75,700,000	1,750,340,000
	第41期 自 2009年 3月17日 至 2009年 4月15日	85,600,000	808,810,000
	第42期 自 2009年 4月16日 至 2009年 5月15日	450,530,000	887,930,000
	第43期 自 2009年 5月16日 至 2009年 6月15日	218,340,000	414,670,000
	第44期 自 2009年 6月16日 至 2009年 7月15日	247,050,000	933,960,000
	第45期 自 2009年 7月16日 至 2009年 8月17日	482,250,000	825,340,000
第9特定期間	第46期 自 2009年 8月18日 至 2009年 9月15日	988,050,000	854,200,000

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2009年9月末現在）

資本金	9億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式 記名式・額面	100,000円
2000年 5月10日に	7,000万円の増資
2000年12月26日に	1億2,000万円の増資
2001年 9月26日に	3,000万円の増資
2001年11月30日に	1億7,500万円の増資
2002年 9月27日に	1億5,000万円の増資
2005年 3月30日に	8億500万円の減資
2005年 3月30日に	3億1,000万円の増資
2009年 6月30日に	4億5,000万円の増資

b. 委託会社等の機構

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2009年9月末現在、委託会社が運用するファンドは58ファンド（追加型株式投資信託18本、単位型株式投資信託10本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,213億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
流動資産	*2	千円	千円	千円	千円
預金			269,742		142,714
前払費用			6,515		19,706
未収委託者報酬			858,329		365,880
未収投資顧問料			357,680		—
未収運用受託報酬			—		94,114
未収投資助言報酬			—		61,005
未収収益			37,412		16,411
未収入金			1,673		29,222
未収還付法人税等			—		45,879
繰延税金資産			49,775		—
流動資産計				1,581,130	
固定資産	*1 *1				
有形固定資産			104,229		105,913
建物		100,859		102,111	
器具備品		3,370		3,801	
無形固定資産			2,623		2,824
ソフトウェア		1,499		1,699	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			180,715		157,915
長期差入保証金		174,515		151,715	
投資有価証券		6,000		6,000	
その他	200		200		
固定資産計			287,568		266,653
資産合計			1,868,699		1,041,588

有価証券報告書（内国投資）

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
負 債 の 部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
流動負債		千円	千円	千円	千円
預り金			26,579		16,396
未払金			802,258		353,734
未払手数料		702,198		171,818	
未払委託調査費		—		152,884	
その他未払金		100,059		29,032	
未払費用			56,193		53,856
賞与引当金			49,780		43,709
役員賞与引当金			6,252		7,631
未払法人税等			63,070		—
前受収益			2,268		—
流動負債計			1,006,403		475,328
固定負債					
退職給付引当金			254,489		304,191
役員退職慰労引当金			38,875		43,790
固定負債計			293,365		347,981
負債合計			1,299,768		823,310
純資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		37,200
資本準備金		37,000		37,000	
その他資本剰余金		200		200	
利益剰余金			81,729		△ 268,923
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		6,229		△ 344,423	
株主資本合計			568,930		218,277
純資産合計			568,930		218,277
負債・純資産合計			1,868,699		1,041,588

(2) 【損益計算書】

期 別		第10期 自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日		第11期 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			3,459,393		2,912,661
投資顧問料			509,625		—
運用受託報酬			—		189,624
投資助言報酬			—		210,935
その他営業収益			93,783		69,521
営業収益計			4,062,803		3,382,743
営業費用					
支払手数料			2,213,023		1,342,714
広告宣伝費			36,025		34,680
調査研究費			62,194		62,550
委託調査費			—		630,546
委託計算費			122,754		108,158
営業雑経費			94,503		88,521
印刷費		90,560		85,007	
協会費		3,942		3,514	
営業費用計			2,528,500		2,267,170
一般管理費					
給料			792,823		821,408
役員報酬		86,495		81,717	
給料・手当		540,700		608,765	
賞与		165,627		130,925	
業務委託費			121,598		125,807
交際費			7,745		2,879
旅費交通費			41,207		34,404
事業税			5,745		4,414
租税公課			578		1,840
不動産賃借料			157,806		208,180
賞与引当金繰入額			49,780		43,709
役員賞与引当金繰入額			6,252		7,631
退職金			141		410
退職給付費用			97,546		71,250
役員退職慰労引当金繰入額			6,998		4,915
固定資産減価償却費			30,338		10,516
諸経費			128,211		83,308
一般管理費計			1,446,774		1,420,675
営業利益又は営業損失（△）			87,528		△ 305,103
営業外収益					
受取利息	*1	3,016		1,582	
受取違約金		—		3,256	
雑益		931		1,130	
営業外収益計			3,948		5,969
経常利益又は経常損失（△）			91,476		△ 299,133
特別損失					
有形固定資産除却損		115		—	
投資有価証券評価損		—		—	
特別損失計			115		—
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（△）			91,361		△ 299,133
法人税、住民税及び事業税		95,349		1,744	
過年度分法人税、住民税及び事業税		14,436		—	
法人税等調整額		△ 20,612	89,174	49,775	51,519
当期純利益又は当期純損失（△）			2,187		△ 350,652

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	△ 73,800
	当期末残高	2,187
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	△ 71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△ 71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△ 71,613
	当期末残高	568,930

第11期
自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	—
	剰余金の配当 当期純損失	△ 350,652
		△ 344,423
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	△ 350,652
	当期末残高	△ 268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△ 350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△ 350,652
	当期末残高	218,277

重要な会計方針

期別 項目	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 — — (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
—	（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
—	（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）		第11期 （平成21年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	3,389千円	建物	12,189千円
器具備品	6,018千円	器具備品	7,234千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
預金	219,378千円	預金	62,244千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
*1 関係会社取引項目		*1 関係会社取引項目	
受取利息	2,779千円	受取利息	1,400千円

（株主資本等変動計算書関係）

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	－	－	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
－					

（リース取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1)退職給付債務 254,489千円	(1)退職給付債務 304,191千円
(2)退職給付引当金 254,489千円	(2)退職給付引当金 304,191千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 97,546千円	勤務費用 71,250千円

(税効果会計関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 103,551 賞与引当金 22,800 役員退職慰労引当金超過額 15,818 未払費用 7,046 事業税 5,419 その他 3,681 繰延税金資産小計 158,318 評価性引当金 △ 108,542 繰延税金資産合計 49,775 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 49,775	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 123,775 賞与引当金 17,785 役員退職慰労引当金超過額 17,818 未払費用 3,575 その他 1,368 繰越欠損金 96,278 繰延税金資産小計 260,602 評価性引当金 △ 260,602 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
法定実効税率 40.69% (調整) 永久に損金に算入されない項目 21.45% 一時差異のうち繰延税金資産の 対象から除いた項目 26.32% 過年度分法人税、住民税 及び事業税 8.45% その他 0.71% 税効果適用後の法人税等負担率 97.61%	当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員等 兼任等	事業上の 関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金 及び定期 預金契約 の締結	資金の 預入 (注1)	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期 預金契約の締結	資金の 預入 (注1)	—	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1株当たり情報)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産	126,428円	1株当たり純資産	48,506円
1株当たり当期純利益	486円	1株当たり当期純損失	77,922円
損益計算書上の当期純利益	2,187千円	損益計算書上の当期純損失	350,652千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純損失	350,652千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
該当ありません。		該当ありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名 称：住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：287,537百万円（2009年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額：51,000百万円（2009年3月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 (2009年3月末現在)	③事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円※	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	

※ 東海東京証券株式会社の資本金の額は、2009年4月1日現在のものです。

(3) 投資顧問会社

- ①名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス
- ②資本の額：62百万ユーロ（2008年12月末現在）
- ③事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

2009年2月18日 臨時報告書

2009年5月15日 有価証券届出書の訂正届出書

2008年5月15日 有価証券報告書

2009年5月18日 臨時報告書

2009年5月21日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）の平成21年2月17日から平成21年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）の平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）の平成20年8月16日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州債券・通貨分散型ファンド（毎月分配型）の平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。